

玉掛業務従事者安全衛生教育(再教育)

開催ご案内

労働安全衛生法第60条の2第1項において、安全衛生の水準の向上を図るため、危険有害な業務についている者に対し、安全衛生のための教育を行うよう努めなければならないと規定されています。

同法第60条の2第2項に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」及び平成元年5月22日付け基発第247号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」により、玉掛技能講習修了者に対して5年ごと等に「玉掛業務従事者安全衛生教育」を行うよう努めなければなりません。

北海道労働局長登録教習機関

建設業労働災害防止協会北海道支部

<http://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

1. 開催日時・会場・定員

令和5年2月1日(水) 9:00～15:25 (定員35名)

会場 釧路建設会館 1階 大会議室 (釧路市富士見1丁目3番2号)

2. 科目

① 最近の玉掛用具等の特徴 (最近の玉掛用具)	1時間00分
② 玉掛用具等の取扱いと保守 (取扱いと保守)	2時間30分
③ 災害事例及び関係法令 (災害事例等)	1時間30分
合計	5時間00分

3. 時間割

時間	9:00～9:05	9:05～12:00	12:00～13:00	13:00～15:25
項目	オリエンテーション	最近の玉掛用具 取扱いと保守 (休憩10分)	昼食休憩	取扱いと保守・災害事例等 (休憩10分)

4. 受講対象者 玉掛技能講習修了者

5. 受講料 受講料(教材費込み) 10,615円(消費税込み)

6. 修了証

所定の科目・時間を全て受講された方へ「玉掛業務従事者安全衛生教育修了証」を交付します。

7. 受講申込みに必要なもの

- ① 「受講申込書」
- ② 「本人を確認するための書類」(いずれかの写しを添付)
自動車運転免許証(現住所を変更した場合は表裏両面)、マイナンバーカード(表面のみ)
パスポート、住民票(個人番号が記載されていないもの)、健康保険証等
外語籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等

- ③ 「証明写真（カラー）２枚」（縦３．０cm×横２．５cm）上半身無帽で最近６ヶ月以内に撮影したもの。

写真の裏面に氏名を記入してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。
（色付きサングラス、スナップ写真、パスポート用写真、写りの不鮮明なもの等は不可。）

- ④ 「受講申込内訳書」（複数の講習を受講する場合のみ）

- ⑤ 「修了証郵送料（２４４円分の切手）」（現金での納付はできません。）

- ⑥ 「受講料」

- ⑦ 「受講資格を証明する書類」

「玉掛技能講習修了証」の写し（表裏の両面）を提出してください。安全衛生教育（再教育）修了証は、「受講資格を証明する書類」に該当しませんのでご注意ください。

8. 申込み方法

受講申込書の到着順の受付となりますので、①～②のいずれかの方法でお申込みください。
（電話、ファックス、メール等での受付は行っていない。）

受講申込みの締切りは、開催日の１週間前（土・日・祝日除く）となります。

なお、締切日以前であっても、定員に達した場合は受講受付を終了しますのでご了承ください。
（受付締切り後に届いた受講申込書等は返却します。）

① 現金書留

現金書留に「7. 受講申込みに必要なもの」に記載されているものを同封して、釧路分会へ郵送してください。受付終了後「受講券」を郵送します。

② 銀行振込み

「7. 受講申込みに必要なもの」に記載されているもの（受講料を除く）を札幌分会事務局へ持参していただくか郵送してください。書類提出後「受講料」を下記に記載されている銀行口座にお振込みください。振込手数料は申込者のご負担となります。「受講料」の入金を確認し受付終了後に「受講券」を発送しますので、早めの入金をお願いします。

9. 受講料を振込みで支払う場合の振込先口座

- ① 次の口座にお振込みください。

北洋銀行 釧路中央支店 普通預金 ４９９３５８０

〔口座名義 建設業労働災害防止協会北海道支部釧路分会〕

② お振込みの際の留意事項

ア 受講料は前納制となります。事前に入金がない場合は、「受講申込書」等を提出していても受講できませんのでご注意ください。

イ 受講料は遅くとも、受講日の１週間前（土・日・祝日除く）までに上記の指定口座にお振込みください。（入金確認後に受講券を発送しますので、早めの入金をお願いします。）

ウ 振込み手数料は申込者のご負担となります。

10. 申込先

建設業労働災害防止協会北海道支部 釧路分会（略称：建災防北海道支部 釧路分会）

〒085-0832 釧路市富士見１丁目３番２号 TEL:0154-41-7447 FAX:0154-41-7202

11. 申込み時の注意事項

- ① 受講申込みの締切りは開催日の１週間前（土・日・祝日除く）ですが、締切日以前であっても定員に達した場合は受講受付を締切りますのでご了承ください。（受付締切り後に届いた申込書等は返却します。）

- ② 原則として受付け後の受講料の払戻しはしません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻します。
- ③ 証明写真（カラー）の裏面には必ず氏名を記入してください。証明写真は申込書に糊付けしないで提出してください。

12. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
 - ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等はできません。
 - ③ 原則として遅刻は認められません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始15分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了証は交付されません。（いかなる場合でも講習開始15分を超える遅刻は認められません。）
 - ④ 所定の科目と時間を受講した方に修了証を交付します。途中退席した場合は修了と認められないので、講義中に座席を離れないようにしてください。
 - ⑤ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。昼食休憩時間は60分間ですので、外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。
 - ⑥ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
 - ⑦ 筆記用具を持参してください。講義中は講義に使用するもの（テキスト、ノート、筆記具等）以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル・缶飲料・水筒等を机の上に置いて、水分補給を行うことができます。
 - ⑧ 会場は禁煙です。喫煙は休憩時間に所定の喫煙室を利用してください。講義中に喫煙室は利用できません。
 - ⑨ お車でお越しになる方は、釧路建設会館の駐車場をご利用ください。第1駐車場が満車の場合は、第2駐車場（仏教幼稚園様向い）をご利用ください。また、裏玄関前は職員専用なので駐車しないでください。
- ※受講希望者が10名以下の場合開催を中止することがありますので、予めご了承ください。

13. 旧姓又は通称の併記

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第30条の13（氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例）に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第30条の16第1項（外国人住民の通称の住民票への記載等）に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することは出来ません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

建設事業主等に対する助成金

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)のご案内

建設業労働災害防止協会 北海道支部

今回実施する玉掛業務従事者安全衛生教育は、厚生労働省の人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の支給対象となっています。助成金の概要は下記に示す内容となっていますので、支給要件を満たし希望される場合は、申請手続きを取られますようご案内いたします。

《主な支給要件》

1. 資本金が3億円以下、又は従業員が300人以下であること
2. 雇用保険料率が16.5/1,000の適用を受ける建設事業主
3. 助成金の不正及び労働関係法令違反、労働保険料の滞納をしていないこと
4. 受講者が雇用保険被保険者であり、受講期間に対しても賃金が支払われていること
5. 受講者から講習費用を徴収していないこと

《助 成 額》

1. 経費助成

- ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 支給対象費用の **3 / 4**
- ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 35歳未満 支給対象費用の **7 / 10**
35歳以上 支給対象費用の **9 / 20**

2. 賃金助成

- ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 一人当たり日額 **8,550円** [9,405円]
- ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 一人当たり日額 **7,600円** [8,360円]

※ [] 内は受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価

3. 生産性向上助成

生産性要件を満たした場合は、上記の支給決定後、助成額が増額される場合がありますので、詳細は労働局にお聞きいただくか厚生労働省又は労働局のホームページをご覧ください。

《その他留意点》

1. 支給申請書の提出

講習終了の翌日から起算して2ヵ月以内に、必要書類一式を北海道労働局(又は管轄都府県労働局)に提出してください。郵送の場合は提出期間内必着です。

※ 助成金の提出先及び手続等に関するお問い合わせ先

北海道労働局職業安定部 職業対策課雇用対策係

札幌市北区北8条西2丁目1-1 第1合同庁舎3F 電話011-738-1043

※ この助成金を利用する場合に必要な支給申請書等の書類は、北海道労働局(又は厚生労働省)のホームページからダウンロード出来ます。

当支部の各分会にも備え付けてありますので分会事務局にお尋ねください。

2. 支給申請時に必要な「助成金支給申請内訳書(建技様式第3号別紙1)」の受講証明は、当支部で行っています。

建設業労働災害防止協会 北海道支部

札幌市中央区北4条西3丁目1 北海道建設会館7階 電話011-261-6187

※ 講習会の受講申し込みや講習会に関するお問い合わせについては、建設業労働災害防止協会北海道支部の各分会窓口となりますので、お間違えのないようお願いいたします。

